

南の風

令和3年1月13日

No.43



〒851-0245 TEL095-836-0085
長崎市千々町513番地
長崎市立南小中学校長
岡田 政宏

学校教育目標

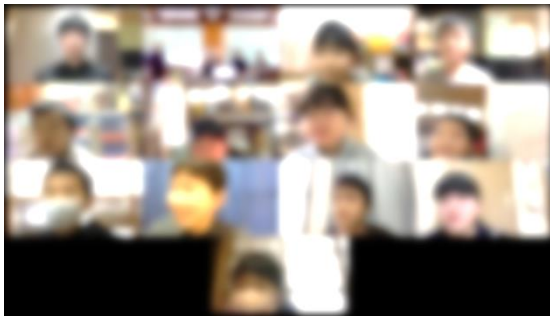
自ら学び鍛え、励まし合う、心豊かな児童・生徒の育成

始業式は自宅から 積雪のため休校措置だが…

新年一月八日、三学期の始業の朝、長崎は一面の銀世界。三年前の大雪の際は、市内で唯一臨時休校の措置が取られました。今年南小中には、オンラインという秘密兵器がありました。

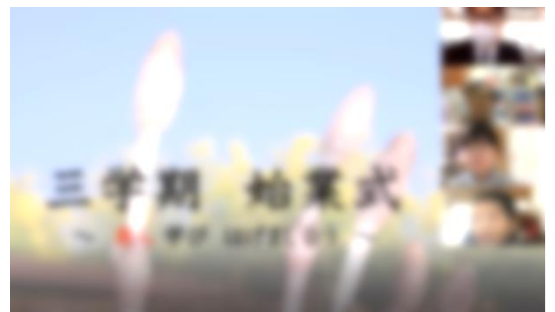
大雪を見越して、前日の七日に担任等が手分けして、十二名の子どもたちにタブレット端末を配布していただきました。八日の朝、予想どおりの積雪。躊躇することなく、始業式の日をオンラインで実施することを決めました。教職員が学校に到着できないことを想定し、各担任の自宅からオンラインでつなぐことも想定していましたが、担任の四名は、連絡し合い、雪対応の車両でなんとか出勤することができました。四月のコロナ休校の際に実施したオンライン学習では、二名の小学生が学校に登校しての参加でした。しかし、

今回は、全員が自宅等からの参加です。初めて経験する小学一年生もいました。上手くつながらない時、同じ場所にいた中学生が適切なヘルプでトラブルを切り抜けました。(頼りになる！)



「互いの表情が分かり新鮮」という感想があった初の試み

各学級での健康観察や朝の会が終わった後は、始業式です。職員は、職員室に集合し、子どもたちはまた、指定されたパソコンに入りなおしてきます。画面に十二名(二十四の瞳)が映ります。(写真参照)
初めに私が、年末に配った『南校区よかとこカレンダー』をもとに、三学期は土日祝日を除いて44日しかないこと、カレンダーには青い文字で季節を表す二十四節気が記されていること話しました。一月五日の「小寒」から「寒の入り」といつて一年で最も寒い時期となること、「大寒」が終わるまでは「寒中」と言い、この期間に出すお便りは、年賀状ではなく、「寒中見舞い」であることなど、小学一年生には少々難しい内容となりましたが、動く画面を使い、私なりに分かりやすく話したつもりです。このあと、三学期の抱負を小学三年生のゆりさんと中学三年生のさえさんに画面越しに話してもらいました。ゆりさんが発表する際に原稿でカメラをふさいでしまい、画面に紙しか映らなかつたのも愛敬。初めて経験する中で様々な改善点が見えてきます。

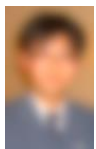


校長の話をプレゼン画面越しに聞く子どもたち

始業式の後、小学生は学級活動で冬休みの宿題の確認などを、中学生は理科と英語の授業をそれぞれオンラインで行い、「下校」ならぬ、「退出」で一日を終えました。(裏面参照) コロナ対策で進めてきたオンライン学習ですが、自然災害等でも十分活用できることがわかりました。しかし、法律の方が追いついておらず、子ども側に教員免許を持った指導者がいない場合、正式な授業とはみなされないのです。ですから、オンラインで大掃除以外すべて実施したのですが、南小中学校は「終日臨時休業」となったのです。(すっきりしない幕切れです。)

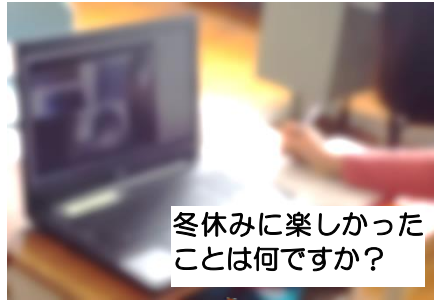
ケセラセラ

校長としてさまざまな判断に迫られる時があります。しかし、昨年末の父親の介護にかかる判断は、これまでで一番悩む判断となりました。父は、病氣と加齢による身体機能の低下で、口からなかなか食べられなくなりました。そこで、胃瘻などによる延命治療を望むのか、それとも自然に任せる、いわゆる平穏死を受け入れるのかの判断を求められたのです。死は必ず訪れるもので、避けることができませぬ。であれば、いかに迎えるか腹を据えるしかありません。十年ほど前に書かれた父の遺言に「唯穰やかにあの世とやらに旅立ちたい。」という一節がありました。私は、後者の自然の流れに任せる方を選択しました。それから約二週間、令和三年一月二日、米寿を三日後に控えた父が旅立ちました。私と違い、前者を選択される方もいらつしやることでしょうか。価値判断はさまざまです。平時にしっかりと考えておきたい難しい判断です。父は法名を「釋 唯穰」と付けていただきました。

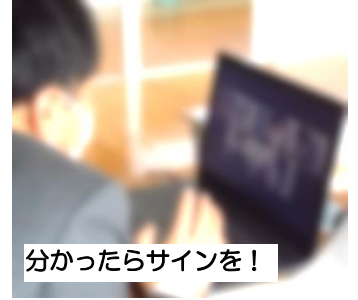




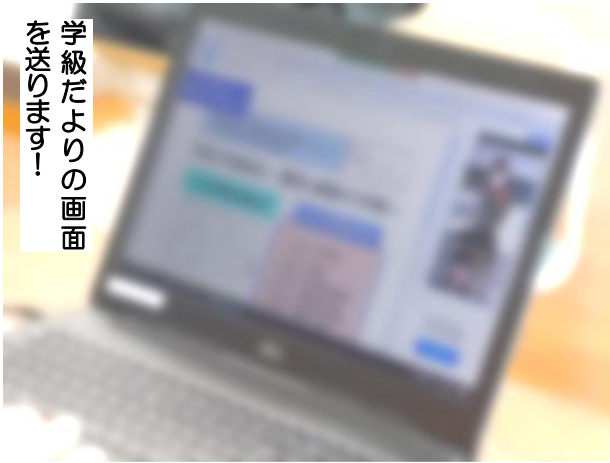
3年ぶりの大雪



冬休みに楽しかったことは何ですか？

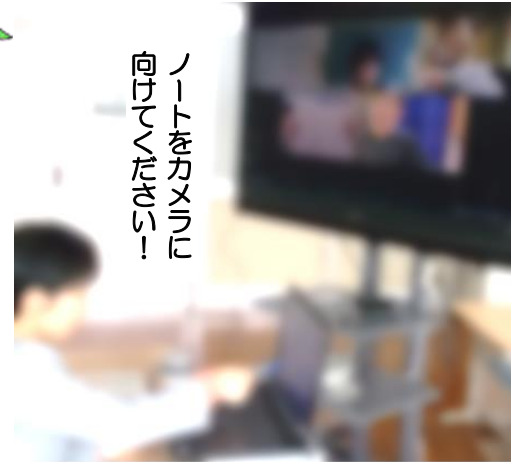


分かったらサインを！



学級だよりの画面を送るわー。

の風景
オンライン
一月八日



ノートをカメラに向けてください！

きみを強くする法律の本 ろっぼう 『こども六法』

その電気は誰のもの？

【刑法245条】電気

電気は、物として扱います。

【刑法 235条】窃盗

他人の持ち物を盗んだ人は窃盗の罪とし、10年以下の懲役か50万円以下の罰金とします。

「こども六法」46・47ページより引用



お店のコンセントの電気を勝手に使うと窃盗なんだ！

「こども六法」著者 山崎聡一郎さんから年賀状が届きました。